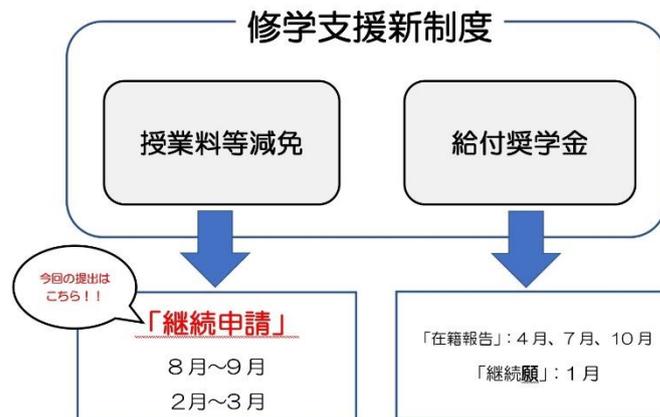


2022 年度前期 修学支援新制度による授業料減免の「継続申請」の案内

修学支援新制度による授業料等減免制度を申請し、減免対象者として認定された（授業料等が減免された）人で 2022 年度前期も継続して修学支援新制度による授業料減免を希望する人は、「継続申請」の提出が必要です。 この案内を熟読の上、必ず期限内に全ての書類を誤りなく提出してください。



【注意】 修学支援新制度「給付奨学金」の「在籍報告」・「継続願」と「継続申請」は別の提出書類です。
「在籍報告」や「継続願」を提出していても、今回の「継続申請」を提出していない場合、2022 年度前期の授業料は減免されませんので、必ず提出するようにしてください。

1 対象者について

- ・2021 年度後期に修学支援新制度による授業料減免を受けた者 ⇒ **要提出**
- ・2021 年度後期に「継続申請」の提出を忘れた者 ⇒ **要提出**
- ・2021 年度後期の審査で「支援の停止」の結果を受けた者 ⇒ **提出不要**
※2022 年度前期も引き続き「支援の停止」のため、授業料は減免されません。
なお、2022 年度後期の「継続申請」は提出する必要があります。
- ・新規で修学支援新制度の申請を希望する者 ⇒ **対象外**（4 月から募集開始）
- ・本学独自の授業料減免の申請を希望する者 ⇒ **対象外**（4 月から募集開始）
- ・留学生、大学院生 ⇒ **対象外**（4 月から募集開始）

2 申請方法等について

- ・申請方法 以下の提出書類を全て揃えた上で、郵送又は申請場所へ直接提出
- ・申請期間 **2022 年2月16日（水）～3月25日（金）**（土日祝を除く。）
※期限は必ず守ってください。
- ・申請場所 本部棟 1 階事務局学生支援室学生支援グループ
窓口取扱時間 8：30～17：00
（郵送先：〒731-3194 広島市安佐南区大塚東3丁目4番1号
広島市立大学事務局学生支援室）

3 提出書類について

提出書類		注意事項
① 授業料減免の対象者の認定の 継続に関する申請書 (A 様式2)	全員	記入漏れのないようにすること。
② <u>長3サイズの封筒</u> (結果返信用)		長3サイズ (23.5×12cm) を用意して、84 円切手を貼り、 <u>結果送付先の住所・氏名</u> (本人又は保証人) を記入すること。
③ A 様式2別紙1 (申請書 (本人) 及び生計維持者に関する申告)	該当者	給付奨学金の申込を行っていない (行えない) 方のみ 提出してください。記入漏れのないようにすること。
④ 住民票等添付書類		③の書類を提出する方のみ以下の書類を提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票、2021 年度課税証明書【全員】 ・生活保護受給証明書 (2021 年 1 月 1 日現在) 【該当者のみ】 ・児童養護施設等の在籍又は退所証明書【該当者のみ】 ・在留資格及び在留期間がわかる証明書【該当者のみ】

※②「長3サイズの封筒」の提出を忘れるケースが多発しています。**必ず84円切手を貼り、送付先住所を書いた長3封筒を提出してください。**

※審査をする上で、上記以外の書類を求められることがあります。

※③及び④は、該当者 (給付奨学金を受給していない者 (停止を除く)) のみ提出します。自分が該当者かどうか不安な場合は、学生支援グループまで問合せてください。

4 区分の変更について

今回は、「**学業・成績要件**」で審査を行います。

学業成績によっては、以下の判定結果となる場合があります。

8月～9月提出分 (後期分)	2月～3月提出分 (次年度前期分)
収入要件で審査	学業・成績要件 で審査
区分 (減免額) が変更する場合有 →支援が「停止」となる場合もある	区分 (減免額) は 後期分の結果と変わらない
「廃止」・「警告」の判定はない	「廃止」・「警告」の判定がある →減免対象者ではなくなる場合もある

(参考: 各区分の授業料減免額・納付額)

区分	授業料減免額 (納付額)
第Ⅰ区分 (全額減免)	267,900 円 (0 円)
第Ⅱ区分 (2/3 減免)	178,600 円 (89,300 円)
第Ⅲ区分 (1/3 減免)	89,300 円 (178,600 円)
支援の「停止」	0 円 (267,900 円)

(参考: 「廃止」と「警告」)

「廃止」: 減免対象者ではなくなる (修学支援新制度への再申請も不可)

「警告」: 2年連続で「警告」判定となった場合は、「廃止」となる

5 結果通知時期について

5月下旬～6月中旬頃

納付すべき授業料がある場合（2/3 減免、1/3 減免、支援の停止）には、結果通知と併せて納付書を送付しますので、期限内に納付してください。

【重要】申請を行う方は、申請結果が通知されるまで絶対に授業料の納付を行わないでください。

6 【重要】継続申請を提出しなかった場合について

申請期限内に「継続申請」を提出しなかった場合は、授業料等減免対象者としての認定の効力を停止します。つまり、2022年度前期の授業料は減免されなくなります。

なお、「効力の停止」ですので、2022年度後期の「継続申請」（以下7を参照）を2022年8月～9月頃に申請すれば、後期については修学支援新制度による授業料減免の審査を行います。

7 2022年度後期 授業料減免の「継続申請」について

2022年度後期の授業料減免も希望される場合は、改めて「継続申請」を提出する必要があります。忘れずに提出するようにしてください。

なお、後期分については、「収入要件」で審査します。（以上4を参照）

2021年度後期の結果、「支援が停止」となっていた場合でも、審査の結果、減免される場合がありますので、必ず提出するようにしてください。

【2022年度後期 授業料減免のための継続申請提出期間 2022年8月～9月頃】

（※詳細な日程については、申請期間が近くなった際に大学ウェブサイト、掲示等で周知しますので、各自確認してください。）

8 個人情報保護について

「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等の対象者の認定の継続に関する申請書」及び添付書類の情報は、授業料等減免認定の目的で利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

（問合せ先）

広島市立大学事務局 学生支援室 学生支援グループ

〒731-3194 広島市安佐南区大塚東3丁目4番1号

TEL：082-830-1522

E-mail：gakusei@m.hiroshima-cu.ac.jp